

勞務動員及充足計劃

第一 方針

各州(市)ハ左ノ要領ニ基キ萬全ノ施策ヲ講ジ以テ其ノ割當テラレタル勞務者ハ必ズ之ガ全數供出ヲ期スベシ

第二 要領

一 不要不急勞務ノ轉換(勞務關係參考資料^{第二號}第三號參照)

(1) 昭和十八年十一月一日附馬來監總第五三七號ニ基キ強力推進ノコト

(2) 待ニ管内商業人口ハ其ノ三割ヲ轉換目標数
トスルコト

(3) 第一期、第二期ニ轉換實績ナキ向ハ第三期
末ノ本年六月末ヲ轉換完了時期トスルコト
(4) 右期間中ニ轉換困難ナル者ニ對シテハ爾後
モ引續キ之ガ促進ヲ圖ルコト

(5) 轉換先業態ハ取取ヘズ其ノ最モ希望スル方
面ニ向ハシメ置クモ差支ハナキコト

ニ勤勞奉仕隊ノ結成(勞務關係參考資料 第二號 參照)

- (1) 前記通牒ニ基キ強力推進ノコト
- (2) 本施策ハ相當纏リタル大量ノ勞務者ヲ時期
ヲ限リテ使用シ而モ之ガ供出ヲ極メテ短期
間ニ終了セザルベカラザル場合ニ主トシテ
充當スルモノナルニ付趣旨諒知ノコト
- (3) 結成ノ對象ハ農、商等ノ方面ニ置タコト
- (4) 結成完了時期ハ四月末日ニ延期スルヲ以テ
五月一日付ヲ以テ各郡毎ニ隊員數ヲ報告ス
ルコト

三遊休女子勞務ノ充用〔勞務關係參考資料^{第二號}第五號參照〕

(1) 前記通牒ニ基キ強力推進ノコト

(2) 前各項及本項ノ施策ノ進捗ニ伴ヒ男子ノ就業禁止ヲ爲ス場合ハ別ニ配布セル男子就業禁止要綱ヲ參考トスルコト

四勞働事務局ノ設置、運営〔勞務關係參考資料^{第六號}第七號參照〕

(1) 前各項ノ施策實施其ノ他勞務者ノ供出、指導、援護等ニ關シ其ノ現業事務ヲ掌ラシムル爲明年度ヨリ各州市ニ勞働事務局ヲ設置

(既存ノ向ハ擴充整備セシム(不日正式指示)

(2) 各州(市)ハ別ニ配布セル設置要綱及關係豫算
假案ヲ參考トシテ之ガ開設ヲ準備ノコト

(3) 尚開設ノ上ハ其ノ運営宜敷キヲ制シ勞務施
策完遂上ニ萬全ノ活用ヲ心掛クルコト

五 技術工、幼年工ノ養成(勞務關係參考資料 第八號參照)

(1) 作戰ニ即應シ技術工、幼年工ノ養成ヲ期シ
明年度ニ於テ昭南・セラ・ン・ゴール・ペ・ラノ
三州ニ之ガ依托實施セシム(不日正式指示)

(2) 前記ノ三州ハ別ニ配布セル養成要綱及關係

豫算假案ヲ參考トシ準備ノコト

六 學校卒業者ノ計劃的配置

管内學校卒業者ニ付調査シ置キ管内必需勞務

ヘノ計劃的配置ヲ十分考慮スルコト

七 勞務管理ノ徹底及指導、監督(勞務關係參考資料第號參)

(1) 昭和十九年三月二日附定監總第九一號通牒

ノ趣旨ニ基キ各州(市)自ラ雇傭ノ勞務者ニ付

テハ之ガ徹底ヲ期スルコト

(2) 管内ノ勞務者使用各施設ニ付勞務管理ニ付
十分指導スルコト

(3) 特ニ各州(市)ノ斡旋スル勞務者ニ付テハ豫メ
斡旋先ニ嚴重ナル勞務管理ヲ保證セシムル
等適宜ノ措置ヲ講ズルコト

八 政廳要員ノ集中勤務員

以上ノ諸施策ハ何レモ之ガ完全迅速遂行ニハ
極メテ困難性ヲ伴フモノナレバ政廳ノ日本人
要員ヲ時期的ニテモ之ヲ勞務關係方面ニ集中

訪員スル等適宜ノ措置ヲ講ズルコト